

第20期

第5回

総会議事録

令和6年10月18日

1. 開催年月日 令和6年9月18日(水)
2. 開催場所 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 庄 原文 彰
 【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳
 【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡
 【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時56分

8. 閉会宣言 14時43分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

鈴木 雄一

署名人

高野 和介

事務局	<p>ただいまより、第5回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>先ほどの農業者年金の研修会、ご苦労様でした。 引き続き月例総会になりますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 7番 渡邊 清助 委員 16番 藤田 稔 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。 まず、議案書の1ページになります。 安積2番につきましては、使用貸借権を設定いたしますので 貸人と借人の欄に、正しくは使用貸人と使用借人の表記を することになります。 また、同じページの田村5番につきましては、申請者から土地の 表示欄中、田村町細田の2筆の取り下げがありましたので 下道渡字永田以下3筆の申請といたします。</p>

	以上、訂正させていただきます。
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>区分地上権設定者、区分地上権者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は営農型発電設備の更新に伴う区分地上権の設定です。</p> <p>申請地にはキウイフルーツが作付けされており、昨年は基準収量の86%の535kgが無事、収穫されました。</p> <p>キウイフルーツは11月上旬に収穫されるそうで昨年より収穫が多くなりそうとのことでした。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められますので許可相当と思われませんがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、2番と3番の 2件について、付議いたします。</p> <p>鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木 雄一 委員	<p>安積2番と3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず2番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>10月7日に事務局会議室で佐久間会長、濱津会長職務代理者、</p>

七海推進委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。
 使用借人は父親が高齢になったため、かねてから継承する必要を感じており、今回の申請を行ったものです。
 父親の仕事を見ており、協力のもと確実に作業を行うことにしておりますので、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

同じく10月7日に事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理者、七海推進委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。

受け人は大熊町で旅館業を営んでおりましたが、廃業することになり、事業所として所有していた農地を個人で所有することになりましたので、今回の申請を行ったものです。

農地はこれまで法人として耕作していましたが、個人として所有後も引き続き農業を行うことから全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について 許可と決めます。 次に、4番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	三穂田4番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	<p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>10月7日に事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理人、推進委員、事務局職員とで事前審査会を行いました。</p> <p>農機具は今後、購入して使用し、農作業は受け人が行います。</p> <p>将来を考え、就農を決意したとのことで現在は農業短大等での研修を受講しており、ミニトマトやブロッコリーなどの野菜を栽培し、直売所への出荷を計画しています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、草刈り、伐採等をしており、今後整地のうえ、ハウスを設置するとのことで全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、5番 1件について、付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村5番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>10月4日と8日、双方に電話で聴き取りを行いました。</p> <p>また9日に現地調査を行いました。</p> <p>受け人は今回の申請地の近くに空き家と付随した農地を取得しています。今回は空き家の近くの農地を申請するものです。</p> <p>当初、申請は5筆ありましたが、先ほどの正誤表のとおり下道渡の3筆は草刈りしてあり、耕作可能でしたが</p>

	<p>残り細田の2筆は期日まで草刈りがされず、この2筆は次回提出するとのことです。</p> <p>よって、下道渡の3筆のみの申請になります。</p> <p>農作業は受け人と妻が行います。</p> <p>渡し人は夫が亡くなって農地を相続しましたが、自分では耕作できないため、売買を決めたそうです。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、6番から11番までの 6件について、付議いたします。濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一委員	<p>6番から11番までの6件について、調査の結果を報告いたします。貸人、借人等及び土地表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、営農型太陽光発電の期間の更新及びそれに伴う区分地上権の設定です。</p> <p>10月9日に現地調査及び聴き取り調査を実施しました。</p> <p>案件すべて3年前に営農型太陽光発電事業を開始しており今回、期間3年満了に伴う更新のための申請になります。</p> <p>また借人は東京在住ですが、郡山在住の従業員が中心になり木の栽培、管理に務めており6年目からの収穫に向けて追肥や草刈りは充分されており、周辺農地と調和の取れた状況でした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番から11番までの6件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番から11番までの6件について許可と決します。</p> <p>次に、12番と13番の2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>12番と13番の2件について、調査の結果を報告いたします。まず12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営規模の拡大です。受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に13番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は贈与、経営拡大です。受け人と妻、父が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	12番と13番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番と13番の 2件について、 許可と決します。 次に、14番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	中田14番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 10月7日に事務局会議室で佐久間会長、濱津職務代理者と 事務局職員とで事前審査会を行いました。 10月13日、双方に聴き取り調査と現地調査を行いました。 申請地は受け人の住宅の目の前にあり、きれいに草刈りが されていました。 渡し人は現在、宮城県名取市に住んでいますが、自宅は受け人の 近所にあります。農地の耕作はしていません。 受け人は農機具を所有していませんので、知人をお願いし、 自家用野菜を作るそうです。 農作業は受け人と妻が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	14番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、14番 1件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、15番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>15番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>15番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、15番 1件について 許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>中央1番 1件について、調査の結果をご報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は営農型太陽光発電のための一時転用の更新です。 農地区分は農用地です。3条と関連して営農型太陽光発電3年</p>

	<p>経過による更新です。</p> <p>土砂の流出や周辺農地への支障は今までもありません。</p> <p>以上、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-Cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	日和田2番 1件について、調査の結果をご報告いたします。

	<p>10月11日に調査を行いました。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由はNTTドコモ無線中継基地工事に伴う仮設事務所、資材置場等として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>申請地は市道と新幹線の間であり、工事現場に隣接しています。クレーン工事に最適なため、選定しました。</p> <p>申請地は平坦であり、鉄板を敷いて使用するので土砂流出の可能性は少なく、工事用水は使用しません。</p> <p>雨水は自然浸透とし、トイレは汲み取り式を設置しますので汚水流出の可能性はありません。</p> <p>一時転用なので集団農地の蚕食や分断はない。また、仮設事務所は平屋なので日陰など周辺農地に支障を及ぼす影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で</p> <p>1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p> <p>1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博委員	<p>富久山3番について、調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業用の駐車場敷地です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>この案件は双方の認識不足から無許可で転用し、使用していましたが、受け人が高齢になり、きちんとしていたため今回の申請になりました。顛末書も添付されています。</p> <p>申請地には農業用車両を置き、雨水は自然浸透、北側の市道側溝に流出し、西側は畑、南側は受け人の自宅、東側は進入路のため土砂の流出はありません。</p> <p>以上、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われませんがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-ivで、耕作又は畜産の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ等の用に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村4番について、調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は分家住宅です。申請人は親子です。 子である使用借人は現在、借家に住んでいますが、今後生まれてくる子供のことを考え、また生活環境や老後のこと等を考え、自分の住宅を持ちたいと考えていました。</p> <p>申請地は実家に隣接しており、西側は市道、北・南・東側は所有の農地になっていますが、一般住宅の高さのため周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで3番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 次に、5番から7番までの 3件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	5番から7番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は先ほどの3条申請でご審議いただいた案件の 太陽光パネルの支柱設置の一時転用の更新のためです。 事業終了後の設備撤去費用の借人負担の誓約書が添付されています。 平坦で土砂の流出はなく、雨水は自然浸透です。 以上、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますがご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番から7番までの 3件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、5番について タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に 係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められる 一時転用事業です。 次に、6番について 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で

	<p>1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p> <p>1番 同様です。</p> <p>次に、7番について 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で</p> <p>1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p> <p>1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番から7番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番から7番までの 3件について、 許可と決めます。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の 規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を 求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員が借人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番 1件について、利用権設定の申請があり調査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
	以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	熱海1番について、調査の結果をご報告いたします。 本案件は昨年12月19日に許可した5条申請の事業計画変更です。 変更理由は雨水・土砂流出対策に関して小堰堤の設置から貯水池の設置とし雨水・土砂流出の防止策の強化を図ること、併せて事業期間の延長です。 10月15日に現地調査を行いました。草刈りは済んでおり問題はありません。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きも適正に進んでおり充分と思われまます。 調査の結果、承認相当と思われまますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	逢瀬1番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 10月4日、事務局職員と合同で現地調査しました。 市外在住で30年以上、農地として使用していないため 山林化が相当進んでおり、農地に復元することは困難と 認められます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決します。 次に、2番と3番の 2件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	田村2番と3番について、調査の結果を報告いたします。 まず2番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。

	<p>申請の目的は売買のためです。</p> <p>10月3日、事務局職員と現地調査しました。</p> <p>申請地は10数年前より耕作をやめており、現在は雑木も育ち、農地の復元は困難と思われます。</p> <p>次に3番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>同じく10月3日、事務局職員と現地調査しました。</p> <p>申請地は平成23年頃より耕作しておらず、現在草木が繁茂し、原野化しており、農地の復元は困難と思われます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番と3番の2件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>始めに農用地区域からの除外について、議案第6号別紙の資料1-1をご覧ください。</p> <p>除外の内容ですが、錯誤の土地、非農地となった土地を農用地区域から除外するものです。</p> <p>錯誤の土地とは実態として農用地区域でなくなっているが農用地利用計画には農用地区域として残っているため、実情に合わせた整理を行う必要がある土地になります。</p> <p>資料1-2をご覧ください。現況が既に宅地となっている土地について農用地区域から除外するものの詳細は、合計2筆、面積は648.37㎡です。</p>

	<p>資料１－３をご覧ください。農業委員会において、現況が山林、原野であることを理由として非農地判断した土地や既に現況が非農地になっている土地について農用地区域から除外するものの詳細は記載のとおりで合計45筆、面積は30,078.08㎡です。</p> <p>次に資料２－１をご覧ください。農用地区域への編入ですが農用地である土地が合筆により、一部非農地となっているため合筆した部分178㎡を編入するものです。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 1番 1件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の3者間での農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画の案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 1番について、計画の内容を調査したところ適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 原案のとおり決めます。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番と2番の 2件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から25番までの 25件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「許可処分を取り消しについて」 次のとおり、1番 1件について許可処分の取消願いの提出が あり、適当と認め取消したので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「非農地に関する判断の取り消しについて」 次のとおり1番 1件について、取り消し願いの提出があり、 非農地の判断を取り消したので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>続いて、報告第5号「受理通知書の返納願いについて」 次のとおり、1番と2番の 2件について、 郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により 受理をしたので報告する。 報告第5号を終わります。</p>

	<p>続いて、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第6号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第6号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に9月18日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
事務局	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。</p> <p>8月締め切り分で、11件の申請がありました。</p> <p>1番から8番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番から軽3番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。</p> <p>中央1番は取り下げになりました。</p> <p>日和田2番の事業目的は、農家住宅で追認案件です。申し出者は住宅の一部と駐車場に使用するものです。</p> <p>申出地は土地改良が実施された第1種農地ですが集落接続事業で許可要件があります。</p> <p>富久山3番の事業目的は、分家住宅です。</p> <p>申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、第2種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。</p> <p>湖南4番の事業目的は、一般住宅です。</p>

申出地の登記地目が宅地で、現況地目も宅地で農地ではないので、農地転用許可は不要です。

西田 5 番の事業目的は、分家住宅です。

申出地は土地改良が実施された第 1 種農地ですが集落接続事業で許可要件があります。

西田 6 番の事業目的は、宅地分譲です。

申出地の登記地目が宅地で、現況地目も宅地で農地ではないので、農地転用許可は不要です。

西田 7 番の事業目的は給水管凍結防止のための舗装です。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、第 2 種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

中田 8 番の事業目的は、一般住宅です。

申出者は一般住宅及び 4 台分の駐車場として使用するものです。

申出地はいずれにも該当しない第 2 種農地で、第 2 種農地の転用は、申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

中央軽 1 番の事業目的は、野菜集荷場と駐車場で、追認案件です。

申請地は農用地区域内農地ですが農業用施設のため許可できます。

湖南軽 2 番の事業目的は農器具置場です。

申出地は農用地区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設のため、農地法施行規則第 29 条第 1 号により許可不要です。

田村軽 3 番の事業目的は農産加工場で、梅漬けや梅干です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設のため、許可要件があります。

	<p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p>
議 長	<p>次に松川 延安委員から、審議の内容を報告願います。</p>
松川 延安 委員	<p>9月18日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、11件の申請があり、このうち1件は取り下げられました。</p> <p>特別委員会では記載のとおり許可基準を定め、1件については農地法施行規則により、2件は非農地のため農地転用は不要と決しました。</p> <p>決定内容については市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第5回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第5回総会（令和6年10月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

15件で、田 6, 417㎡ 畑 8, 153.06㎡ でした。

第5条 農地の転用は

7件で、分家住宅1件、駐車場1件、一時転用5件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。